

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した「うつ病」は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は会社事務所内において電話による営業業務に従事していたが、平成〇年〇月頃から「抑うつ気分、不安焦燥感、睡眠障害など」の症状が出現し、〇医院を受診し「うつ病」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

会社の業務と社内におけるパワーハラスメントといじめを受けた為うつ病を発症した。これは、業務上の災害であることは明らかである。したがって、業務上の災害と認められないとして行った監督署長の不支給決定処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」（以下「判断指針」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期について

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月に発症していると認められる。

(2) 出来事の心理的負荷の評価

請求人は以前から責任ある立場のプレッシャーを感じており、社長の言葉がさらにプレッシャーとなりストレスとなった旨を主張していることについて「上司とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

しかし、請求人の役職から責任が生じるのは当然のことであり、これらの出来事は日常的に行われる指導の範疇と考えられ、具体的なノルマやペナルティーもないことから、心理的負荷の強度について「Ⅰ」に修正する。

(3) 出来事に伴う変化を評価する視点

仕事の量・質、職場環境の変化等で、評価すべき問題は認められないことから「特に過重」であったとは認められない。

(4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価について

請求人は本件疾病発症以前に「腰椎椎間板ヘルニア」及び「くも膜下出血」を発症し、後遺症も残存したことから「自分が重い病気や怪我をした」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」である。

(5) 結論

以上から、業務による心理的負荷の強度は「Ⅰ」であり、「特に過重」とは評価できないことから、総合評価は「強」とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期について

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月に発症していると認められる。

(2) 出来事の心理的負荷の評価

「上司とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。しかし、請求人の役職から責任が生じるのは当然のことであり、これらの出来事は日常的に行われる指導の範疇と考えられ、具体的なノルマやペナルティーもないことから、心理的負荷の強度について「Ⅰ」に修正する。

(3) 出来事に伴う変化を評価する視点

仕事の量・質、職場環境の変化等で、評価すべき問題は認められないことから「特に過重」であったとは認められない。

(4) 業務以外の心理的負荷の評価及び个体側要因の評価について

「自分が重い病気や怪我をした」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」である。

(5) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「強」とは認められず、また、特別な出来事も認められないことから、業務上の事由によるものと認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付及び休業補償給付を支給しないとした旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。